# 第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

## 1 村対策本部の設置

## (1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

村対策本部を設置すべき村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて村対策本部 を設置すべき村の指定の通知を受ける。

#### 村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する(事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、村対策本部に切り替えるものとする(前述))。

### 村対策本部員及び村対策本部職員の参集

村対策本部担当者は、村対策本部員、村対策本部職員等に対し、緊急時における連絡網等を活用し、村対策本部に参集するよう連絡する。

#### 村対策本部の開設

村対策本部担当者は、村役場庁舎会議室に村対策本部を開設するとともに、村 対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始す る(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、 通信手段の状態を確認)。

村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置した旨を連絡する。

#### 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

#### 本部の代替機能の確保

村は、村対策本部が被災した場合等村対策本部を村役場庁舎内に設置できない場合に備え、村対策本部の予備施設をあらかじめ指定する(第1順位、第2順位など)。なお、事態の状況に応じ、村長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

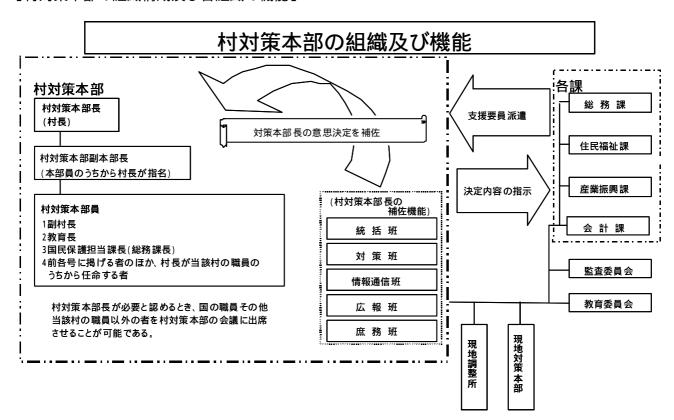
また、村区域外への避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合には、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

## (2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

村長は、村が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 村対策本部の組織構成及び機能 村対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

#### 【村対策本部の組織構成及び各組織の機能】



村対策本部における決定内容等を踏まえて、各課において措置を実施するものとする(村対策本部には、各課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。

### (4) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に 適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村対策本部における広報広聴体制を整 備する。

## 【村対策本部における広報体制の例】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

広報手段

広報誌、テレビ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホーム ページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を 逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 村対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等 に応じて、村長自ら記者会見を行うこと。
- り) 県と連携した広報体制を構築すること。

#### (5) 村現地対策本部の設置

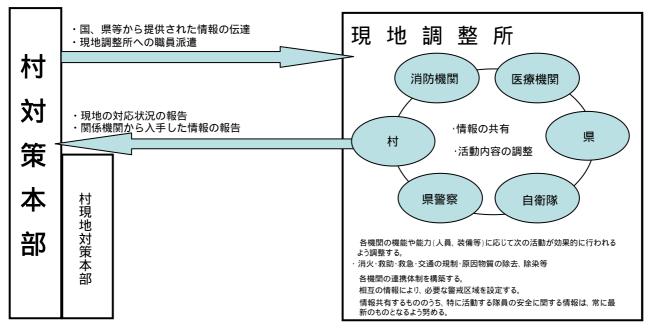
村長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。

村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において 措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、 県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 現地調整所を設置し(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員 を派遣し)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

#### 【現地調整所の組織編成】



#### 【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)。

現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に 会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、村は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、村における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う村が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、村の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、村は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である)。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、村は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

### (7) 村対策本部長の権限

村対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

## 村の区域内の国民保護措置に関する総合調整

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため 必要があると認めるときは、当該村が実施する国民保護措置に関する総合調整を 行うことができる。

#### 県対策本部長に対する総合調整の要請

村対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

#### 情報の提供の求め

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

村対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、 村の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める ことができる。

#### 村教育委員会に対する措置の実施の求め

村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措 置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## (8) 村対策本部の廃止

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を経由して村対策本

部を設置すべき村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

# 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

村は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系村防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、村対策本部と村現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

## (2) 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。 また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。